

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年8月23日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 藤原 保幸

兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第5号

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例第1条中「兵庫県後期高齢者医療広域連合」の次に「（以下「広域連合」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第2条第1号中「旅行する」を「旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所若しくは居所を離れて旅行する」に改める。

第3条第4項中「依頼に応じ」の次に「、又は職員以外の者が広域連合の依頼に応じ」を加え、「当該職員に」を「その者に」に改め、同条第6項中「及び第4項」を「、第4項及び第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第2項」を「第2項、第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 第2項第2号の規定は、前項の規定により職員及び職員以外の者が旅行した場合について準用する。この場合において、第2項第2号中「職員が出張のため」とあるのは「職員及び職員以外の者が公務の遂行を補助するための」と、「当該職員」は「当該職員及び職員以外の者」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定に該当する場合を除くほか、法令又は他の条例に特別の定めがある場合その他広域連合の費用を支弁して旅行させる必要がある場合には、その者に対し、旅費を支給する。

第4条の見出しを「（旅行命令等）」に改め、同条第1項中「発する」の次に「次に定める」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項及び第6項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第11条に次の1項を加える。

4 特別の事情のため困難であり、旅行命令権者が必要と認める場合は、前2項の規定にかかわらず、第1項に定める運賃を支給することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。